

高知県児童福祉審議会総会の概要

- 1 日 時 平成 26 年 7 月 30 日 (水) 14:00 ~ 15:35
- 2 場 所 高知共済会館 3 階 会議室
- 3 出席者
委 員 田中委員、川崎委員、田邊委員、岡谷委員、須賀委員、福田委員、柿原委員、
吉田委員、津野委員、福永委員、谷本委員、徳弘委員、佐竹委員、小田切委員
(17 名中 14 名出席)
事務局 井奥地域福祉部長
幹事 森児童家庭課長、原幼保支援課長、山崎少年課長、川西中央児童相談所長
書記 山岡障害保健福祉課長補佐、長野児童家庭課長補佐、溝渕幼保支援課長補佐
(その他)人権教育課 赤間課長

4 議事内容

(1) 委員長及び副委員長の選任について

委員長、副委員長については引き続き同じ委員が就任する事務局案が提示され、同案のとおり承認された。

(2) 各部会委員等の選任について

各部会委員については引き続き同じ委員が就任することとし、新任委員については前任の委員と同様の部会に就き、母子部会の副部会長については前任者が退任したため新たに岡谷委員が就任する事務局案が提示され、同案のとおり承認された。

5 報告事項

- (1) 児童福祉にかかる平成 26 年度の重点的な取組みについて (児童家庭課)
- (2) 児童相談所業務概要及び高知県児童虐待死亡事例検証委員会の提言への取組み状況について (中央児童相談所及び人権教育課)
- (3) 平成 25 年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について (児童家庭課)
- (4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (幼保支援課)

各報告事項について、事務局から説明した後質疑応答を行った。

[質疑応答要旨]

(1) 児童福祉にかかる平成 26 年度の重点的な取組みについて

(委員)

- ・母子寡婦福祉資金貸付事業が父子家庭にも拡大されるが、県社会福祉協議会でも生活福祉貸付事業をしており、母子家庭の申込みが増えている。大学進学等にかかる資金の申込みについては、入学金や授業料の支払い時期に間に合わないという声があるが、県内の大学に問い合わせをすると、国公立・私立共に弾力的な対応をしてもらえるとということだった。母子寡婦福祉資金貸付事業は窓口が市町村になるが、こうした内容を市町村に周知し、対象者の事情に合わせた対応を依頼する。

(事務局)

- ・県では父子家庭への拡大についての周知と、ひとり親家庭の様々なニーズを把握するため、8月中に各市町村をまわる予定である。この際、就学資金や就学支度金についての適切な対応について周知していく。

(2) 児童相談所業務概要及び高知県児童虐待死亡事例検証委員会の提言への取組み状況について
(委員)

- ・教職員の虐待への対応力強化として、平成25年10月に校内研修等の実施状況の調査をしているが、どのくらいの学校が校内研修を実施しているか。

(事務局)

- ・特別支援学校等子どもに対して特別な配慮が必要になる学校を除き、ほぼ全ての学校で実施していると聞いている。

(委員)

- ・研修内容はどのようなものか。

(事務局)

- ・県が作成している児童虐待対応マニュアルをもとに実施している。子どもの変化(サイン)に気づく、発見した内容について校内や関係機関と共有することのほか、関係機関との連携という視点で要対協と学校との連携の重要性等を押さえながら研修を行っている。

(委員)

- ・研修講師等、具体的内容について聞かせてほしい。

(事務局)

- ・学校で児童虐待の研修をする場合は、子どもの虐待やいじめ、不登校に対応する校内支援委員会が中心になり研修を企画している。委員会自らが講師となって研修をする場合や、外部講師として大学教授等を招く場合がある。また、県教育委員会の指導主事に講師派遣の依頼がくることが一番多い。子どもの命に関わることなので、年度の早い時期に研修をするよう依頼している。内容的には児童虐待に関するデータ等基本的なことと、マニュアルにある対応に軸をおいて研修をしている。マニュアルのどこに要点を絞るかはそれぞれの学校が判断して実施している。

(委員)

- ・報告の際には具体的な研修内容についても記載してほしい。死亡事例検証委員会の提言は大変重要であり、風化しないようにしっかりと取り組んでもらいたい。

(委員)

- ・検証委員会での検証の際に、学校との連携が非常に難しいということを指摘されていた。検証委員会の取組みを進めてきて学校との情報共有や連携については変化があるか、児童相談所としての見解を教えてください。

(事務局)

- ・平成20年の事件以降、学校全体の取組みへの意識や、虐待に対する認識は総じて向上しているように感じる。高等学校も対応が早くなったことから、認識が高まってきたと言える。虐待対応を経験していない小中学校は少しスピード感が弱い印象もある。中央児相の扱うケースはその7割が高知市のケースになるが、高知市の場合は対応が迅速である。ただ保護者との関係性を重視するあまり、通告はするものの、その後の対応は児相に任せるというスタンスが見受けられる。教育委員会とは意見交換をしており、そうしたことを伝えたとこ改善を進めていく

との話があった。

(委員)

- ・長期的な取組みとして、県は幼稚園や保育園に対しどのような支援をしていく考えか。

(事務局)

- ・県独自の取組みとして、各保育所に家庭支援を行うための保育士の設置を進めている。保育園で虐待が疑われるケースがあった場合には、児童相談所等関係機関と早急に連絡をとることが大切だと考えている。
- ・児童福祉司と同等の資格を取得することができる指定講習を実施しており、保育所や幼稚園の保育士、教諭も受講できる。現在、市町村職員では 45 名が資格を取得している。保育士等にはそうした機会を通じて虐待等に関する知識や専門性を身につけてもらいたい。

(委員)

- ・Q-U アンケートについては、どれぐらいの学校で実施しているのか。

(事務局)

- ・全ての公立小中学校で実施している。子どもの心理面や学校の満足度を把握し、その分析結果を児童生徒の理解や学級経営に活かしている。

(委員)

- ・ネグレクトの子どもの場合に、保護をするか否かの判断において、児童相談所はどのような視点で行っているか。

(事務局)

- ・非常に判断が難しく、ケースバイケースで行うこととなる。保護者の生活実態や親子の関係性等を考え、どこまで改善しているかということも併せて考える。子どもの命に関わる場合は職権での保護を実施している。ネグレクトはその家庭の長期的で継続的な文化的要因が背景にあるため、家庭全体の改善は児童相談所だけではなく、自治体の保健や福祉部署等と協力しながら支援策を練り、家庭の負担を軽減することで子どもの状態が改善できるようにすることを考える。親に改善の意識がない等改善が望めない場合は、子どもの一時保護をしたうえで家庭の指導も行うが、それでも明るい材料が乏しい場合は措置を考える。

(委員)

- ・子どもの命だけではなく、子どもの発達発育・心の発達の面も考えて保護すべき時には力を発揮してもらいたい。

(3) 平成 25 年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について

質疑応答なし

(4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(委員)

- ・保育士の確保という点から、保育士の給与改善が問題になっている。看護師を保育士とみなす場合、給与面で不利にならないか。

(事務局)

- ・保育所が看護師等を雇用した場合、人件費の面で負担が大きくなる。保育所の運営費については国から負担金が出ているが、国庫負担金の算定根拠は保育士の給与が基準になっているため、保育士よりも看護師の給与が高い場合、その差額は保育所負担となる。

(委員)

- ・ 社会福祉施設では看護師の確保が非常に難しい。行政として看護師が確保しやすい施策を実施しないと実効性に疑問がある。

(事務局)

- ・ 国に対しては、看護師の雇用に対応した負担金の配分について要望している。今後も、必要に応じて国に要望していく。

(委員)

- ・ 県として、今回の条例改正にあわせて支援策を実施する考えはないか。

(事務局)

- ・ 現状では考えていない。
- ・ 消費税増税による財源を前提とした子ども・子育て支援制度が来年4月から始まる見込みである。委員が指摘する人員配置や人件費のことについては、改善されるのではないかと思う。一方で、この新制度において改善がされなかった場合にどうするかということは、行政として検討していかなければならないと考えている。

(委員)

- ・ 乳児9名以上が入所する保育所は、看護師は必ず置かなければならないか。

(事務局)

- ・ 必置ではない。

(委員)

- ・ 看護師は、本来子ども全体を対象とした疾病予防が役割であり、そうした配置にしていく必要があると思う。

以上